

業 務 仕 様 書

1 委託業務名

東区役所等駐車場除排雪業務

2 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

3 作業箇所

- (1) 東区役所・東区民センター（札幌市東区北11条東7丁目）…別添図1参照
駐車場 2,030㎡
- (2) 伏古本町まちづくりセンター（札幌市東区伏古3条3丁目）…別添図2参照
駐車場 385㎡

4 業務内容

受託者は、以下のとおり除排雪を実施することとする。

- (1) 東区役所・東区民センター駐車場、伏古本町まちづくりセンター駐車場「除雪作業」
 - ア 作業は、受託者が用意するタイヤショベル等を使用すること。
 - イ 作業は、積雪量が概ね10cm以上となった場合に行うこととする。なお、10cm以上の降雪又は吹き溜まりが生じていなくても、委託者が必要と認めた場合は速やかに作業を行うこととする。
 - ウ 施設壁面や駐車場の縁部分の作業に際しては、施設壁面や駐車場の縁部分から約50cm幅までを目安に、適した機種を用いて除雪を行うこと。また、施設屋根からの落雪分についても併せて除雪を行うこととする。
 - エ 作業は、原則として早朝に実施することとし、午前7時30分までに完了すること。
 - オ 除雪した雪の集積は、委託者が指定した場所に行うこととする。
 - カ 想定作業回数
 - ・ 東区役所・東区民センター駐車場 22回
 - ・ 伏古本町まちづくりセンター駐車場 22回

※ 作業回数については、過去の実績等に基づき算出した想定であり、作業は現況に応じて行うこととする。
- (2) 東区役所・東区民センター駐車場、伏古本町まちづくりセンター駐車場「排雪作業」
 - ア 作業は、受託者が用意するタイヤショベル、ダンプトラック等を使用すること。
 - イ 作業の実施時期、時間等については、委託者と協議のうえで決定することとする。
 - ウ 想定排雪量
 - ・ 東区役所・東区民センター 1,210㎡³
 - ・ 伏古本町まちづくりセンター 220㎡³

※ 排雪量については、過去の実績等に基づき算出した想定であり、作業は現況に応じて行うこととする。
- (3) 緊急対応
緊急対応として各施設10時間見込むこととし、業務期間中は作業に見合うオペレーター等を常に確保し、委託者の指示があった際に迅速に対応できる体制を取ること。

5 使用機械

使用機械は、受託者において用意するタイヤショベル、ダンプトラックほか

※ ただし、タイヤショベルによる除雪・集積が不可能な場所については、適した機種・道具を用いることとする。なお、伏古本町まちづくりセンター施設東側壁面部分（別紙2赤着色部分）については、特に駐車場の幅が狭いことから機種・道具の選定に際しては十分留意すること。

6 安全の確保

作業の実施にあたっては、従業員の事故防止に十分注意するとともに、作業中に発生した事故については、受託者が一切の責任を負うこと。

7 施設等の損壊

受託者の不注意により生じた建物、工作物、舗装面及び車両等を損壊した場合は、速やかに委託者に連絡し、適切な処理を行うこと。また、受託者の責めに帰すべき事由により、建物等を損壊させた場合は、受託者が一切の責任を負うこと。

8 業務報告

(1) 除排雪作業日報及び車両運行記録紙等の提出

受託者は、実施した作業について、月ごとにその状況を記載した別添様式の除排雪作業報告書（タコグラフチャートを添付。排雪作業においては、排雪量を記載の上、作業状況の分かる写真等を添付）を委託者に提出し、委託者の検査を受けることとする。

(2) 完了届の提出

受託者は、実施した作業について、月ごとに完了届を委託者に提出することとする。

9 環境への配慮

本業務の履行に際し、本市が取得した環境マネジメントシステムに準じ、以下の事項に注意を払うなど、環境負荷低減に努めること。

(1) 極力低公害車の使用に努めること。

(2) 急発進、急ブレーキの防止、アイドリングストップを徹底すること。

(3) 業務において使用する紙類などは極力環境に配慮したものとする。

10 その他

(1) 契約締結後、契約期間内における初回の作業を行う前に、委託者と受託者とで仕様及び別添図の除雪範囲について、現地で確認を行うこととする。その際、必ず担当作業員が同席すること。

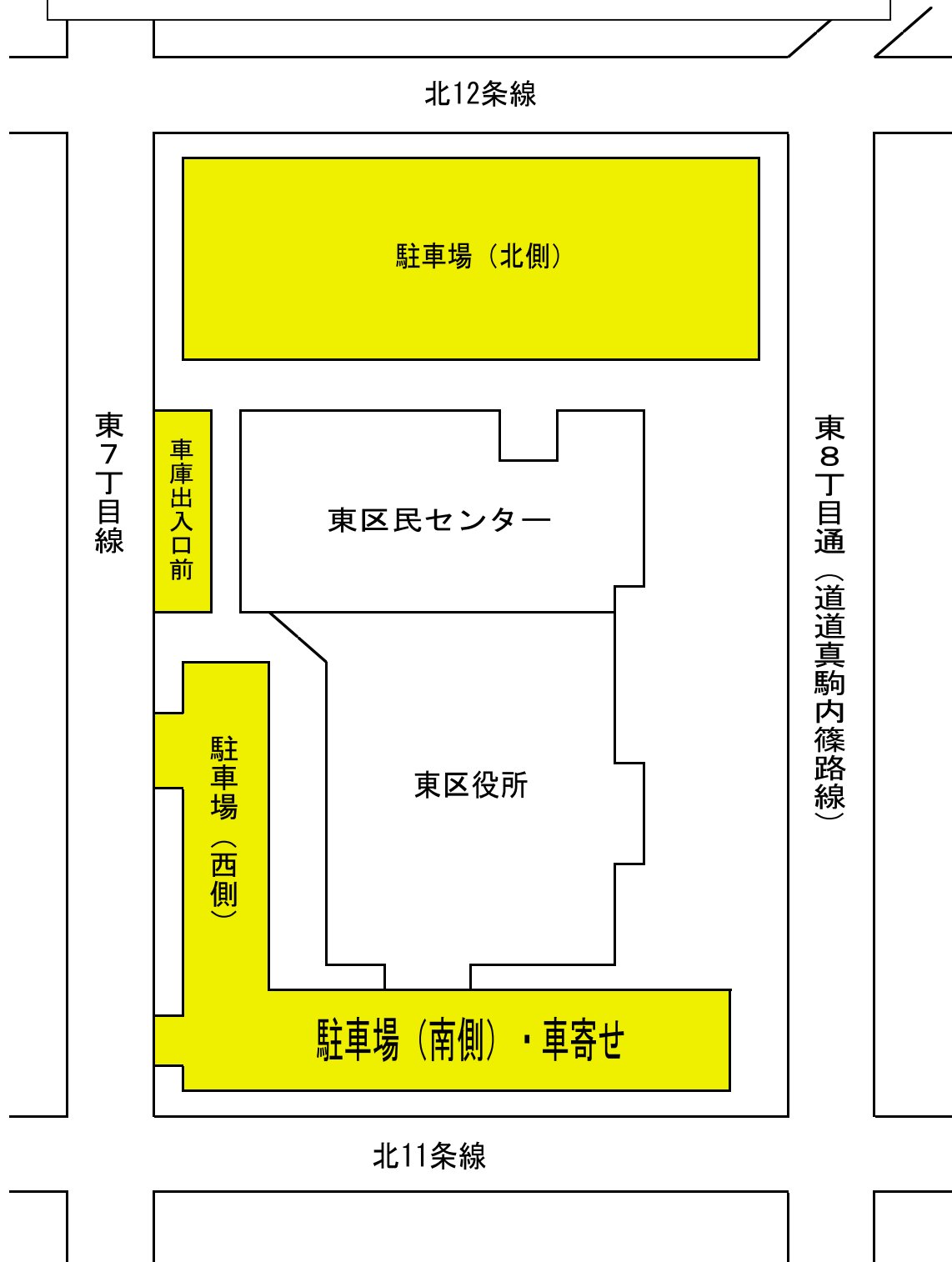
(2) 除排雪業務に関わる道具費、燃料費及び除雪場所までのタイヤショベルの移動経費等の諸経費については、委託料に含むものとする。

(3) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者双方で協議し、その処理を図ることとする。

業務の対象場所(東区役所・東区民センター駐車場)

札幌市東区北11条東7丁目

本契約による除雪の対象は下図の網掛けの場所とし、排雪場所(雪捨場)は、令和5年度において札幌市が指定した場所とする。



伏古本町まちづくりセンター駐車場

札幌市東区伏古3条3丁目2-10

